

標 題：

COLREG 72 において要求される
燈火の位置及び音響信号

NK
テクニカル
インフォメーション
No. 22

昭和59年7月12日

船 主 各 位

拝啓 貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、1972年国際海上衝突予防規則（COLREG 72）の現存船は、同規則の要件のうち次のものについて、遅くとも1986年7月15日までに適合するよう適合されています。（同規則第38条(d)（ii）, (e), (f)及び(g)参照）

- 1）附属書Ⅰの3(a), マスト燈の水平位置及び水平間隔（長さ150m以上の船舶）
- 2）附属書Ⅰの2(b), マスト燈の垂直間隔
- 3）附属書Ⅰの2(g)及び3(b), げん燈の位置
- 4）附属書Ⅲ, 音響信号設備

上記期限は、わずか2年後に迫ってまいりましたが、上記要件に適合させるための改造工事は多くの場合、定期検査又は船底検査の際に造船所の手によって行う必要があると思われます。

各位におかれましては、管理下にある船舶の燈火の位置及び音響信号について早急に御確認のうえ、もし、上記の要件に適合していない場合には、できるだけ早い機会に必要な措置をとられるようここにお勧めいたします。

今後（本年7月16日以降）行われるSE更新検査においては、検査の結果、船舶が上記の要件に適合していないと認められた場合には、有効期限が1986年7月14日までの短期証書しか発行することができませんので、予めお知らせいたします。

なお、上記の取扱い、リベリア、パナマ、シンガポール、ギリシア等、同規則加盟国に登録された船舶に対してのみ適用されますので念のため申し添えます。

以上に関し、御不明の点がありましたら、本会技師長室までお問い合わせ下さい。

敬 具